

3. 申請書類の提出について

今回お渡しした補助金交付申請書に必要書類を添え、申請者ご本人（またはご家族の方）が提出してください。申請書類一式が提出された時点で正式な申込となります。

◆申請書に添付する書類◆	用意する方	必須書類	単独くみ取便槽撤去追加書類	配管工事追加書類	雨水貯留槽追加書類	飲食店民宿等追加書類
(1) 県浄化槽取扱要綱の規定に基づき市長に提出した浄化槽設置計画書または浄化槽設置届出書の受理書（補助金申請用） <添付書類> ①法定検査（7条検査）受理書 ②誓約書 ③処理対象人員算定表 ④付近見取図 ⑤配置図（導入、放流経路、建築物及び浄化槽の位置を明示すること。）⑥建築物平面図 ⑦国土交通大臣の認定書（型式適合認定書等を含む。）の写し及び浄化槽の構造図	工事業者	○	—	—	—	—
(2) 浄化槽工事見積書の写し (単独処理浄化槽またはくみ取便槽の撤去を伴う場合には当該撤去に要する費用を、転換による配管工事を実施する場合には、当該工事に要する費用を区別して記載するものとする。)	工事業者	○	○	○	○	—
(3) 登録証（全净協）（11人槽以上を除く。）	工事業者	○	—	—	—	—
(4) 登録浄化槽管理票（C票）（11人槽以上を除く。）	工事業者	○	—	—	—	—
(5) 小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了書または昭和63年以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することになった浄化槽設備土免状の写し	工事業者	○	—	—	—	—
(6) 市税完納証明書（御坊市で課税のある方） 市外在住等のため滞納以外の理由で上記証明書の交付を受けられない方は、申請日直近の住民登録地において当該市町村税に滞納がないことを証明する書面等を取得してください。 ※ いずれも補助金交付申請日から遅り30日以内に発行されたものに限ります。	申請者	○	—	—	—	—
(7) 飲食店に浄化槽を設置する場合は、食品衛生法第55条に基づく飲食店営業の許可証の写し	工事業者	—	—	—	—	○
(8) 民宿等に浄化槽を設置する場合は、旅館業法第3条に基づく営業の許可証の写し	工事業者	—	—	—	—	○
(9) 槽撤去または雨水貯留槽転換を伴う場合は、現況写真	工事業者	—	○	—	○	—
(10) 転換による配管工事を実施する場合は、単独処理浄化槽またはくみ取便槽の現況写真	工事業者	—	—	○	—	—
(11) 飲食店または民宿等に浄化槽を設置する場合は、単独処理浄化槽またはくみ取便槽の現況写真	工事業者	—	—	—	—	○
(12) その他、市長が必要と認める書類等 <住所移転が必要な場合> <浄化槽設置場所が借地、借地の場合> <設置場所が同一敷地内だが、枝番が異なる場合> <設置書設置書類と補助申請者の住所が異なる場合> <設置者が共同名義となっている場合> <現に合併処理浄化槽が設置された家屋等に居住する場合> <10月以降に補助申請する場合> <その他>	申請者	該当する場合は追加書類が必要 押印不要				

今回お渡しした補助金交付申請書（押印不要）に必要書類を添え、申請者ご本人（またはご家族の方）が提出してください。申請書類一式が提出された時点で正式な申込となります。